

# つきやま



臨時号

令和3年2月3日

## ☆「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂について☆

本校では、「明日も来たいと思える学校」にするため、全職員を挙げて授業や行事等の学校生活を充実させるよう努めています。特に、温かな人間関係を基盤として、子供一人一人の主体性やきまりを守ろうとする規範意識、自分も周りの人も尊重する人権感覚の醸成につながる指導をしています。これにつきましては、保護者の皆様とも共有し、子供の健やかな成長のため、連携して取り組んでいるところです。

また、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つととらえ、本校ではいじめを次のように定義した上で、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応にも日々取り組んでいます。

『「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法：平成25年法律第71号」を参考）』

これに照らし合わせ、本年度、以下①～③のような事案をいじめと判断し、学校として保護者と連携しながら対応しました。

- ①冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを繰り返し言われ続ける
- ②ぶつかられたり遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ③SNSで悪口や嫌なことを書き込まれる

この他にも、些細なやりとりがエスカレートし、いじめに発展する場合があります。また、重大ないじめ事案として、支援や指導を行いました。

学校ではいじめはどの子供にも起こりうるという考えのもと、今後も未然防止に向けた取組を強化し、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいります。そのため、これまでの事案への対応について改善点を検討し、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂いたしました。ぜひ、保護者の皆様にもご確認いただきたいと存じます。（下線部は改訂箇所）

いじめをなくし、いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供自身はもちろん、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、共通理解のもと取り組むことが必要です。学校では、基本方針に則り、これからも一人一人の子供に寄り添いながら規範意識や人権感覚の醸成につながる指導を続けてまいります。ご家庭では、引き続きお子様の様子を見守っていただくとともに、「いじめをしない、させない、許さない」ということについて、折に触れお子様とお話いただければと思います。また、お子様に心配な様子が見られる場合は、学校までご相談ください。

葦山小学校が、どの子供にとっても安全、安心で「明日も来たいと思える学校」になるよう、今後も本校の教育活動へのご理解、ご支援をよろしく願います。

